

publicity magazine
by Chiba Federation of Small Business Associations

Chushokigyo-Chiba

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

中小企業ちば



千葉銀座商店街振興組合 福井晶一理事長…「与三郎の豆」店前で

Contents 【主な内容】

- トピックス **3** 第59回中小企業全国大会
- 特集 **4** 組合設立のお勧め
- 施策 **6** 各種組合制度の比較
- 組合Q & A **8** 農業者の組合員資格及び事業所の定義について他
- 視点 **10** BCP（事業継続計画）のすすめ
- ご案内 **12** もっと国民みんなの裁判へ。裁判員制度が始まります。
- 連携リーダー **13** 千葉銀座商店街振興組合
- 景況 **14** 情報連絡員報告（9月）
- お知らせ **15** 全国物価統計調査に御協力を他

2007

11



千葉県中小企業団体中央会

URL: <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

第59回 中小企業全国大会

全国中小企業団体中央会は都道府県中央会と共催で、10月25日、東京都墨田区の国技館において第



中小企業の活力を活かす労働対策の推進等について説明する千葉県中央会坂戸会長

59回中小企業団体全国大会を開催した。

全国大会は、毎年1回、全国の中小企業団体の代表者が一堂に会し、その決意を内外に表明するとともに、国等に対して中小企業振興施策の確立を訴え、組合組織を基盤にして中小企業の安定的な振興発展をめざすものである。当日の参加者は約2千5百名であった。また、組織、金融、税制、労働及び商業の各分野別に専門委員会を設置し、その時々の中小企業者の要望等を取りまとめ、その実現方に努めるとともに、中小企業者の意見が施策に反映されるよう努めている。

以下決議文。
第59回中小企業団体全国大会決議
「中小企業の発展なくして我が国全体の成長なし」

我が国企業の99.7%を占める中小企業は、雇用の7割を支え、製造業出荷額の5割超、卸売業販売額の6割超、小売業販売額の7割超のウェイトを占めており、まさに我が国経済社会の活力の源、国の礎である。大企業を中心に景気回復が喧伝されているが、中小企業においては、未だ景気回復を

実感するにはほど遠い状況に置かれているものが圧倒的多数を占めており、格差の拡大の懸念を強く実感している中小企業が多数に上っている。景気回復の効果を中小企業に広く及ぼし、中小企業が自立的・持続的な成長を目指すことができるよう、政府は積極的な経済対策及び総合的な中小企業支援対策を大胆、かつ、積極的に展開することが必要である。中小企業の発展なくして我が国全体の成長はない。政府は、全国430万中小企業が、企業家精神を大いに発揮し、生き生きと経営に励むことができるよう、中小企業政策が国の最重要課題であることを再認識し、本大会が決議した下記事項を早急に実現すべきである。

記

- I. 生産性向上を目指して頑張る中小企業に対する支援
1. 中小企業対策・中小企業連携組織対策の拡充強化、組合制度のさらなる改善
2. 中小企業の情報通信技術（ICT）活用支援策の拡充
3. 中小企業の活力を活かす労働・教育政策の展開

II. 公正な競争環境の整備

1. 不当販売等への厳正な対処と実効性の確保
2. 下請取引の適正化の推進
3. 中小企業並びに官公需適格組合への官公需発注の増大実現

III. 持続的発展を図るための政策の展開

1. 事業承継税制の確立など中小企業の経営基盤強化のための税制の拡充
2. 中小企業金融対策の拡充
3. まちづくりの推進と中小小売商業支援の強化
4. 中小物流業・サービス業振興対策の充実
5. 持続的発展を可能とする経済社会の実現のための対策（環境・リサイクル対策支援、災害復旧・復興対策、中小企業BCP策定対策）

なお、大会表彰者で、本県関係者は次のとおり。

【優良組合】協同組合船橋トラックセンター（根岸俊夫理事長）

【組合功労者】

池田隆夫（全千葉警備業協同組合理事長）

【中央会優秀専従者】齊藤昇（指導相談室）、齊藤清（連携支援部）

仕事の効率化などが図れる。

②共同購買事業

組合員が必要な資材等を組合がまとめて購入し、組合員に供給する事業で、これによって、仕入先との交渉力が強化されるので仕入価格の引下げ、代金決済条件などの取引条件の改善、購入品の規格・品質の均一化などが図れる。

③共同販売事業

組合員が取り扱う製品を組合がまとめて販売する事業で、これによって、販売価格や決済条件が有利になるほか、大口需要先の開拓など販路の拡張が図れる。

④共同受注事業

組合が注文を受け、組合員に仕事をさせ、組合が納品する事業で、これによって、大口発注先の開拓など販路の拡張や取引条件の改善などが図れる。なお、組合員に注文を斡旋する方法もある。

⑤共同検査事業

組合員の製品、設備、原材料等について、その品質・性能、仕事の完成状況などを検査する事業で、これによって、品質の維持・改善、規格の統一、仕事内容の評価を高めることができる。

⑥市場開拓・販売促進事業

市場開拓事業は、組合員の製品や取扱商品などの販路の拡張を図るために共同で市場調査や展示会を開催する事業。また、販売促進事業には、広告・宣伝、共同売出し、クレジットなどの事業があり、これらの事業は、個々の企業では採算が合わないとか、品揃えができないなどの理由で実施することが難しい場合でも共同で行うことによって可能になる。

⑦研究開発事業

組合が研究施設を設置したり、公的な試験研究機関等に研究を委託するなどにより組合員の事業に関する様々なテーマについて研究開発を行う事業で、これによって、新製品・新技術・意匠・生産工程・販売方法の改善・開発などが図れる。

⑧情報提供事業

組合員の経営に役立つ需要動向、技術情報、業界情報、経営管理情報等を収集し、組合員に提供する事業。また、組合の共同事業に役立つ情報の収集や組合をPRするための情報を組合員や関係方面へ提供することも大切な情報提供事業の1つ。最近では、コンピュータなど情報機器を積極的に活用して情報提供を活発に行っている組合も多くみられる。

⑨人材養成事業

組合員をはじめ、その後継者、組合員企業の管理者などを対象に計画的・体系的な教育研修等を行うことによって人材を養成する事業。人材養成は、企

業経営の根幹をなすものであるが、特に最近では、情報力、技術力、マーケティングカ等のソフトな経営資源の充実を図る必要から、この事業の重要性が高まっている。

⑩金融事業

組合員の事業資金の調達を目的とする事業です。組合が金融機関から資金を借り入れ、これを組合員に貸し出す方法と組合員が金融機関から直接借り入れる際に組合が保証する方法がある。組合と組合員のための金融機関として商工中金がある。

⑪債務保証事業

組合員が顧客や仕入先等と取引をする際に、組合がその取引の債務を保証する事業で、これによって、組合員の取引の円滑化と拡大を図ることができる。

⑫共同労務管理事業

組合員の従業員の確保・定着あるいは能力の向上などを図るため、組合員が行う労務管理の一部を組合が代って行う事業で、これによって、労働時間短縮、福利厚生等の労働条件、安全衛生、作業環境等の改善が図れる。また、従業員の知識・技能等の向上を図るための教育・訓練などもさかんに行われている。

⑬福利厚生事業

組合員の私生活面の利益を増進するための事業で、健康診断、慶弔見舞金の支給、親睦旅行、レクリエーション活動などがある。この事業は、組合員の融和、組合への参加意識、帰属意識、協調性の高揚等に効果がある。

⑭経営環境の変化に対応する新たな事業

これまで述べた事業は、事業協同組合が行っている、主な共同事業とその概要を紹介したものであり、組合の共同事業は、これまでも時代の変化に対応して新しいものが生れている。

例えば、地球温暖化、廃棄物、フロン等のエネルギー・環境問題への対応事業、都市の過密化に対応する集団化事業、OA機器を利用した管理システムの開発、デザイン・商品の研究開発、情報化社会への対応、地域産業おこし等の共同事業である。特に、最近では、それぞれ異なる業種の企業同志が結び付き、互いの技術や経営、マーケティングのノウハウ等を提供し合って新技術・新製品を研究したり、新しい事業分野を開拓する知識融合化及び、製造物責任に対応するため製品の安全対策、情報ネットワークの構築等の事業が目立っております。また、国際化の進展に伴い、外国人研修生の共同受入れ等の事業も実施されている。今までに述べた以外にも多くの事業があるが、事業の成果を高めるには、組合員が個々で行うよりも組合でまとめて行う方が一層効果的と考えられる事業を行うことが成功のポイントである。

組合設立のお勧め — 連携組織のメリット —

最近の千葉県内における組合設立件数は、平成16年度が23件、17年度20件、18年度23件、そして今年度は10月末現在で9件である。全国的に見ても毎年約800の組合設立に対し1000組合が解散している状況である。現在全国にはNPO、LLPの創設や昨年5月施行された会社法の影響を受け組合の設立数も減少傾向にある。しかし、中小企業にとって連携組織による事業展開は未だ大いなる可能性を秘めており、業況の良くない不透明な時代こそそのメリットを生かしていきたいところである。

1. 組合の必要性和効果

中小企業は、一般的に規模が小さい、資金調達力や情報収集力が弱い、技術力が低い等のため、事業経営の上で不利な立場に立たされている場合が少なくない。また、中小企業は、最近の情報化の進展、国際化、消費者ニーズの多様化・高度化、規制緩和、労働時間短縮などにより大きな影響を受けており、これらに対応して事業活動の再検討や事業の方向を転換していく必要に迫られるなど、一段と厳しい環境に直面している。

中小企業が、このような厳しい環境に対応して、新たな発展をしていくためには、個々の企業の自助努力が大切だが、個々の能力には自ずと限界がある。そのため、同じような立場にある中小企業者同士で組合をつくり、互いに協力・助け合い事業経営を充実・強化していくことが最も効果的といえる。そこで、同業の中小企業者などが相集まって組合を作り、生産性の向上を図り、価値実現力を高め、対外交渉力を強化し、経済的地位の向上などを図るため、各種の組合制度が設けられている。

組合をつくる効果は

- ①取引条件の改善、販売促進、資金調達の円滑化、情報・技術・人材・マーケティング等の経営ノウハウの充実、生産性の向上等により経営の近代化・合理化を図ることができる。
- ②業界のルールの確立、株序が維持でき、メンバー企業の経営の安定と業界全体の改善発展を図ることができる。
- ③中小企業者の個々の意見や要望事項を組合でまとめることにより国の施策に反映させることができ、多くの中小企業施策を利用することができる。などがある。

2. 組合等の種類と主な事業

中小企業の組合は、それぞれ法律によって設立されており、いくつかの種類があるが、その主なものは次のとおりである。

中小企業の経営の合理化と取引条件の改善等を行うため最も利用され普及している「事業協同組合」、

参加する中小企業の事業を統合する「企業組合」及び「協業組合」、業界全体の改善向上を図る「商工組合」、商店街の商業者等の「商店街振興組合」、飲食業、旅館業、クリーニング業、理・美容業などの環境衛生業種の「生活衛生同業組合」のほか、企業同士のジョイント・ベンチャーや専門的な能力を持った人材の共同事業を振興するための新たな組織である「有限責任事業組合（LLP）」などがある。

これらの組合は、設立目的に応じて自由に選ぶことができるし、また、加入資格があれば既存の組合に加入することもできる。（6～7ページ各種組合制度の比較参照）以下、組合の中でも最も数の多い事業協同組合について記述する。

事業協同組合

中小企業者が互いに協力し、助け合う精神（相互扶助の精神）に基づいて共同で事業を行い、経営の近代化・合理化と経済的地位の改善向上を図るための組合で、組合は組合員の事業を支援・助成するための事業ならばほとんどすべての分野で実施できる。組合の設立も4人以上集まればよく、気心の合う同じニーズをもった事業者だけで比較的自由に設立でき、中小企業者にとって非常に設立しやすい組合として広く普及しており、最も代表的な組合である。

従来は同業種の中小企業で設立するケースがほとんどだったが、最近では、異なる業種の事業者が連携してこの事業協同組合を設立し、各々の組合員が蓄えた技術、経営のノウハウ等の経営資源を出し合っ新技術・新製品開発、新事業分野・新市場開拓等を目指すものが増えており、その成果も多方面で見られる。

事業協同組合が行う共同事業にはいろいろな種類があるが、比較的多くの組合が行っているものは次のような事業である。

①共同生産・加工事業

個々の組合員企業では所有できない高額・新鋭設備等を組合が導入し、組合員が必要とするものを生産・加工し、組合員に供給する事業で、これによって、原価の引き下げ、規格の統一、品質の向上、設備や

	協業組合	商店街振興組合	生活衛生同業組合	有限責任事業組合 (LLP)	株式会社
	組合員の事業を統合、規模を適正化し、生産性向上、共同利益の増進	商店街地域の環境整備	組合員の事業の生活衛生の水準向上、資格事業の改善	利益追求/企業の連携や専門的な能力を持った人材による共同事業の振興	利益追求
	人的・物的結合体	人的結合体	人的結合体	人的・物的結合体	物的結合体
	組合員の事業の統合、関連事業、付帯事業	商店街の環境整備、共同経済事業	生活衛生の適正化事業、指導、検査事業、その他	企業同士のジョイント、ベンチャーや専門的な能力を持つ人材による共同事業	定款に掲げる事業
	4人以上の事業者が参加すること	1都道府県以内の区域を地区として小売商業又はサービス業を営む事業者の30人以上が近接してその事業を営むこと	都道府県毎に一個の組合。資格事業者の3分の2以上が加入すること	2人以上の個人または法人が参加すること。組合契約書を作成し、これを登記すること	資本金1円以上
	中小企業者（組合員の推定相続人を含む）及び定款で定めたときは4分の1以内の中小企業者以外の者	地区内で小売商業又はサービス業を営む者及び定款で定めたときはこれ以外の者	地区内において資格事業を営む者	特に限定なし(ただし、法人が組合員となる場合は、自然人の職務執行者を定めること) 組合員には業務執行への参加義務あり	無制限
	有限責任	有限責任	有限責任	有限責任	有限責任
	4人以上	7人以上	20人以上	2人以上	1人以上
	総会の承諾が必要	自由	自由	組合員全員の一致で決定	株式の譲受・増資割当による
	持分譲渡による	自由	自由	やむを得ない理由がある場合のみ可能	株式の譲渡による
	ない	ない	ない	ない	ない
	ない	ない	ない	ない	ない
	100分の50未満(中小企業者でないもの全員の出資総額は100分の50未満)	100分の25	100分の25	ない	ない
	平等(ただし定款で定めたときは出資比例の議決権も可)	平等(1人1票)	平等(1人1票)	組合員全員の一致で決定	出資別(1株1票)
		組合員の利用分量の100分の20まで	組合員の利用分量の100分の20まで		
	定款に定めた場合を除き出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当		出資配当
	中小企業団体の組織に関する法律(制定:昭和33年)	商店街振興組合法(制定:昭和37年)	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(制定:昭和32年)	有限責任事業組合契約に関する法律(制定:平成17年)	会社法(制定:平成18年)

各種組合制度の比較 (平成19年10月現在)

組合の種類 組合の内容	事業協同組合 (事業協同小組合)	火災共済協同組合	信用協同組合	企業組合	商工組合
目的	組合員の経営の近代化・合理化・経済活動の機会の確保	火災等により組合員の財産に生ずることのある損害の補てん	資金の貸付、預金の受入れ	組合員の働く場の確保、経営の合理化	組合員の事業の改善発達
性格	人的結合体	人的結合体	人的結合体	人的結合体	人的結合体
事業	組合員の事業を支援する共同事業	組合員の火災等による損害補てんのための共済	組合員に対する資金の貸付、預金・定期積金の受入れ、その他	商業、工業、鉱業、運送業、サービス業等の事業経営	指導教育、調査研究、共同経済事業(出資組合のみ)
設立要件	4人以上の事業者が参加すること	1,000人以上が加入すること。出資額200万円以上であること	300人以上が加入すること。出資金1,000万円以上(東京都ほか金融庁長官の指定する人口50万以上の市は2,000万円以上)であること	4人以上の個人が参加すること	1都道府県以上の区域を地区として地区内で資格事業を行う者の2分の1以上が加入すること
組合員資格	地区内の小規模事業者(概ね中小企業者)	地区内の小規模事業者(概ね中小企業者)	地区内の小規模事業者(概ね中小企業者)又は地区内に住所を有する者、勤労者	個人及び法人など	地区内において資格事業を営む中小企業者及び定款に定めるときは3分の1未満の中小企業者以外の者
責任	有限責任	有限責任	有限責任	有限責任	有限責任
発起人数	4人以上	4人以上	4人以上	4人以上(個人に限る)	4人以上
加入	自由	自由	自由	自由	自由
任意脱退	自由	自由	自由	自由	自由
組合員比率	ない	ない	ない	全従業員の3分の1以上が組合員	ない
従事比率	ない	ない	ない	全組合員の2分の1以上が組合事業に従事	ない
1組合員の出資限度	100分の25(合併・脱退の場合100分の35)	100分の25(合併・脱退の場合100分の35)	100分の10	100分の25(脱退の場合100分の35)	100分の25(合併・脱退の場合100分の35)
議決権	平等(1人1票)	平等(1人1票)	平等(1人1票)	平等(1人1票)	平等(1人1票)
員外利用限度	原則として組合員の利用分量の100分の20まで(特例あり)	組合員等(親族等を含む)の利用分量の100分の20まで	預金の受入れは、預金量の100分の20まで		共同経済事業のみ適用、原則として組合員の利用分量の100分の20まで(特例あり)
配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	従事分量配当及び2割までの出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当
根拠法	中小企業等協同組合法 (制定:昭和24年)				中小企業団体の組織に関する法律 (制定:昭和33年)

組合Q & A

農業者の組合員資格
及び事業所の定義について

Q1 管内の郡を一円とした農業
者で、乳牛飼育及び養鶏を行う者
が、飼料の共同購入、生産品の共
同販売等を主な共同事業として、
組合を設立する旨の認可申請が
あったが、定款第8条に次の疑義
があるので回示願いたい。「本組合
の組合員たる資格を有する者は左
の各号の要件を備える小規模の事
業者とする。①畜産を行う事業者
であること。②組合の地区内に事
業場を有すること。」

(1) ①についてであるが、加入申込
者100名は全員農家でそれぞれ
乳牛1、2頭を所有し、牛乳の販売
をしているもの、又は養鶏を行い
卵を販売しているもの等であるが、
加入資格定款記載は畜産を行う事
業者としてあり、これを認めて差
し支えないか。
(2) ②については、組合員になろう
とする者全員が組合を通じて牛乳
及び鶏卵の共同販売を行おうとす
るものであるが、事業場とはこれ
ら養畜者（組合員になろうとする
者）の畜舎等を事業場と認めて差

し支えないか。

「A」(1)農家であっても、その者が
畜産又は養鶏の事業を行うもので
あるときは、畜産又は養鶏の事業
者として事業協同組合を組織する
ことは差し支えない。なお、畜産
には養鶏を含まないと解されるの
で設例の「畜産を行う事業者」は「畜
産又は養鶏を行う事業者」とする
のが適当である。
(2)畜舎等を事業場と解しても差し
支えない。

共通クレジットカードの
発行について

Q2 本会は、チケット発行事業
を行う協同組合を会員とする協同
組合連合会であるが、このたび単
位組合のチケット会員の交流、伝
票・帳簿の統一、代金回収のあっせ
ん等を行うことを目的に共通クレ
ジット発行事業を計画しているが、
これは連合会の事業として実施可
能か。また、割賦販売法上の割賦
購入あっせんに該当するものかど
うか。

「A」事業協同組合の行ういわゆる
チケット発行事業は、組合員である
小売業者の販売業務を、組合が、顧
客の信用調査、割賦販売を証する証

票の発行、代金の回収等の割賦販売
あっせんを行うことにより補完する
ものである。すなわち、当該事業は、
中協法第9条の2第1項第1号に規
定する「生産、販売、購買、保管、
運送、検査その他組合員の事業に関
する共同施設」の事業に該当する。
また、事業協同組合によって組織さ
れる協同組合連合会は、会員である
事業協同組合の共通事業等について
補完、援助等の共同事業を行うこと
により、会員組合の事業活動をより
効果あるものとするところにその目
的がある。貴会が推進中の全国共通
クレジット制度は、全国共通クレ
ジットカードの発行、伝票、帳簿の
統一、代金回収のあっせん等を行う
ことにより、会員組合のチケット発
行事業の統一、拡大、運営の充実等
を可能とし、ひいては組合員である
小売業者の経営の向上に寄与し、上
記の協同組合連合会の事業について
規定する中協法第9条の9第1項第
4号の事業に該当するものと考え
る。なお、本共通クレジット制度は、

会員組合にとって、当該組合の組合
員以外の組合員（他の会員組合の組
合員）が当該組合と契約した顧客と
取引することにより他の会員組合の
組合員に当該組合の事業を利用させ

るかたちとなる場合があり、中協法
第9条の2第3項において制限して
いる員外利用に該当するのではない
かという疑問が想定される。しかし、
本共通クレジット制度は、連合会と
各会員組合との取り決めに基づき、
連合会を媒体として各会員組合がそ
れぞれクレジットカードの利用契約
を結んだ顧客を互いにその組合員に
あっせんし合うというシステムを
とっている。すなわち、会員組合が
連合会を行うこのようなシステムを
持つ全国共通クレジット制度に参加
し、それを利用することが会員組合
の事業となるものであって、他の会
員組合と契約した顧客に対し別の会
員組合の組合員が本共通クレジット
カードを利用させることは、その組
合員にとって他の会員組合の事業を
利用したことにならず、その組合員
の所属する組合の事業を利用したこ
とになるものと考ええる。つまりこの
面から本制度をとらえるならば員外
利用に該当することにはならない。
したがって、貴会が推進中の全国共
通クレジット制度は、中協法に照ら
し貴会並びに貴会会員組合の事業と
して差し支えない。次に、協同組合
の行うチケット発行事業は、割賦販
売法によっても拘束され、同法第2

条第3項の割賦購入あっせんとして取り扱われているが、本制度になっても単に代金回収について連合会又は他の会員組合に委託する場合のことにとどまり、依然として割賦購入あっせんに該当するものと考えられ。割賦販売法上の扱いは従来に変更ないものと考ええる。

組合出資の差押えについて

Q3 債権者である「組合員A」の申請により、裁判所より、組合に対して、債務者たる「組合員B」の組合出資金について「債権差押並びに転付命令」が発せられた。この事態に際し次の点を、教示願いたい。

(1) 組合員の持分と組合員資格はどのようなか。

(2) 差し押えた持分又は出資証券が競売される事態に当該組合員が脱退若しくは譲渡を認めない場合。

(3) 前項において、当該組合員が譲渡を認めた場合、組合がそれを承認しないとき。

「A」(1) 債権者Bの組合員資格は喪失するものでなく、ただ組合よりの配当金取得ができなくなるだけであり、組合員Bの持分が変わるもので

はない。したがって、組合員Bが脱退し、持分払戻しのできる事態にならない限り転付命令が発せられることには疑問がある。

(2) 組合員が脱退又は譲渡を認めない限り、債権者たる組合員AはBの出資あるいは持分を取得又は承継することはできない。ご質問の競売については、組合の出資証券は有価証券でなく、単に出資したことを証する書面であるから、当然競売ということとはあり得ない。

(3) 中協法第17条によって、持分の譲渡は組合が承認しない限りできないので、たとえ組合員が譲渡を承認したとしても譲渡は行い得ないことになる。

法定脱退した組合員の持分譲受加入の是非

Q4 組合員Aは、○年12月2日組合員資格喪失により法定脱退したが、その未払持分を譲り受けることによりBの加入を、翌年の3月15日の理事会で承諾した。このような資格喪失者の未払持分で譲受加入ができるか。

「A」 脱退した組合員の持分は、脱退と同時に持分の持つ身分権的なものが喪失しており、持分払戻請

求権という債権が残っているだけである。したがって、既に法定脱退した者の組合員としての権利義務を承継することとなる譲受加入ということはあり得ず、当該譲受人の加入は新規加入の手続によらなければならない。

脱退予告者の権利について

Q5 (1) 自由脱退予告者は、持分が計算される期末までの期間は組合員であり、持分権があると解釈してよろしいか。

(2) (1)の組合員は、その持分を確定する決算総会(通常総会、通常5月に開催される)に出席して、組合員権を行使することはできないと解釈してよろしいか。

(3) 脱退予告者が総代である場合、期末までの期間に総代の任期満了による改選があったときは、その組合員は総代の選挙権並びに被選挙権があるか否か。

「A」 (1) 組合員は、中協法第18条の規定により、脱退することができ、この場合、予告を必要とし、かつ、脱退の効果は事業年度末でなければ発生しない。したがって、組合員は予告後も年度末に至るま

での間は依然として組合員たる地位を失うものではなく、それまでの間は、組合員としての一切の権利を有し、かつ義務を負うものである。

(2) 脱退の効果は、事業年度末において発生し、それ以後は、組合員たる地位を失うものであるから、組合員として事業年度終了後の総会に出席することはできない。

(3) 脱退届を提出している組合員が総代であっても、事業年度末に至るまでは組合員たる地位を失うものではないから、総代の選挙権及び被選挙権を有する。

公正取引委員会への届け出について

Q6 中協法第7条第1項第1号に規定する中小企業者の規模を超え、数力所に支店をもつ石油販売業者が、各支店所在地に存在する組合に加入する場合、公正取引委員会への届出は、店所在地の組合のみでよいか。

「A」 中協法第7条第3項の届出義務は、組合に対して課せられたものであって、組合員が他の組合に重複加入している場合でもそれぞれ加入している組合に届出義務がある。

「災害」の目

BCP（事業継続計画）のすすめ

地震国日本

最近、新潟中越地震、能登半島沖地震、中越沖地震と続けて大型地震がわが国を襲っている。新潟中越地震は2004年10月23日17時56分に発生、マグニチュード6.8、小千谷、長岡市などが大きな被害を受けた。能登半島沖地震は2007年3月25日、9時41分、マグニチュード6.9、そして今年の7月16日10時に発生した中越沖地震は柏崎市などを直撃し、原子力発電所に大きな被害を及ぼした。また、東海、南海、東南海地方では過去約80〜150年周期で繰り返しマグニチュード8クラスの地震が発生しており、地震発生の可能性が高いといわれている。更に東京を中心とした関東地方でも、マグニチュード7クラ

スの「首都直下地震」が発生することが予想されており、その切迫性が指摘されている。

企業の被災

大型地震においては、個人ばかりでなく企業も大きな被害を受ける。

企業の被災状況を見てみよう。新潟中越地震における三洋半導体製造新潟工場（旧新潟三洋電子）である。

会社は震源地に近い新潟県小千谷市にあり、建物や生産設備の一部損壊等により地震発生以降、操業を中断した。

従業員1500人の殆どが被災し、余震が落ち着いた11月上旬から復旧作業を進め、操業再開に2カ月を要した。

同社の発表によると、設備被害

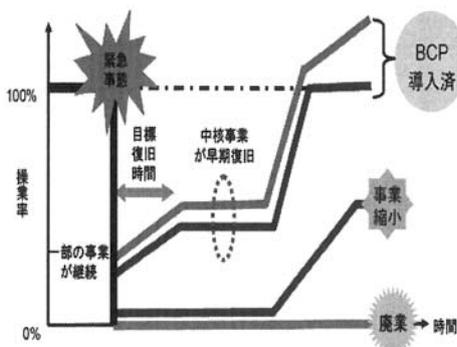
400億円、販売減などの損失を入れると700億円に達する損害であった。

中小企業の被災はもっと深刻である。阪神・淡路大震災では神戸の代表的地場産業であるケミカルシューズ業界が壊滅状態になった。

日本ケミカルシューズ工業組合（神戸市長田区）の統計では平成6年の売上は684億円、震災のあった平成7年は285億円と約60%減少。しかし平成18年には約500億円に復興している、一方で組合員は平成6年226社から平成18年は125社と約半減し、地震を契機として業界の構造が大きく変化したことがわかる。

BCPとは

地震のような自然災害を始めと



する各種の災害リスクに対して、事業継続を目的とした経営計画がBCP（ビジネス・コンテュニティ・プラン（事業継続計画））である。平成18年2月に中小企業庁が発表したBCP策定運用指針によると、BCPとは「企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合、事業資

産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと」をいう。

災害は企業にとって経営上の大きなリスクであり、このリスクをそのまま被った場合、顧客の信用を失い、従業員を解雇せざるを得なくなり、最悪の場合、廃業に追い込まれてしまう。このようなリスクをコントロールすることは経営の課題であり、責任であると言える。

BCPを策定することにより、右図のように企業にとって重要な事業を廃業や事業縮小することなく、早期に復旧することが出来る。BCPは防災対策か、と言う質問をよく聞く。防災対策の目的は人命の安全や資産の保全にあり、内容として耐震、耐火、転倒防止などの事前準備と被災後の復旧対策が主たるものとなる。これに対してBCPは中核事業の継続計画が中心となり、防災対策を含んだ概念ということが出来る。

新潟醤油協業組合

平成18年晩秋に、某工業団地の皆さんと、中越長岡市の新潟醤油協業組合を訪問し、被災後の事業継続などの話を伺った。

協業組合は昭和47年に新潟県長岡市十日町に醤油生産を協業する



18社が出資してスタートした。平成16年10月23日、震度6弱の地震が組合の工場を襲った。倉庫内の製品が多数棚から落下し、醤油の入った一升瓶のガラスが倉庫内に飛散した。又、ボイラー室の熱交換器が傾き、ボイラーに醤油が入り使用不能となった。製品タンクの中には天井が落下したものも

あった。又、塩ビ配管の切断による被害も大きかった。

地震があったのは土曜日で、当日は宿直1人のみが出社していた。翌日には5人の社員が出社し、安否確認を行ったが、電話が通じなかったこともあって苦労した。特に激震地区の1人の確認が遅れた。社員は30人で被災した者も多く、全員が揃ったのは地震から2週間後であった。

物は破損したものの、設備の大きな破壊は無かったので2週間後には応急措置で生産再開できた。その後2ヶ月で安全に使える状況まで復旧した。

また、この震災を機に、小千谷市で味噌・醤油の製造販売する山崎醸造の醤油生産が組合に移管された。山崎醸造は県下有数の醸造業者である。地震の直撃を受け、味噌・醤油工場は倒壊し、生産継続を続けるべきかどうかの分かれ道にいた。経営者は社員74人のうち、34人をリストラしなければならぬという苦渋の決断を迫られていた。この山崎醸造の醤油事業継続のために、生産を組合で引き受けることになり、余剰人員の一部も組合で引き受けた。現在では

醤油生産の60%は山崎醸造向けとなっている。

客先への出荷は出荷量の大きさなどに応じて優先順位をつけて出荷した。地元以外の客先で他からも納入可能なところは出荷を断わったところもあった。

BCPの勧め

一般的に中小企業は災害リスクに対して無防備であると言われる。防災マニュアルの無い企業も多いのではなからうか。

中小企業の場合、生産拠点も在庫倉庫も1ヶ所で災害時に在庫や生産設備の代替がないことが多い。防災マニユアルが作成しにくいことが多いだろう。しかし企業同士が助け合い、経営資源をバックアップし合うことによつて、事業継続を達成することが可能なのではなからうか。

経営者の肩にはお客の期待や従業員の生活が掛かっており、このためにも災害に無防備に立ち向かうことだけは避けたい。ぜひBCPを検討することをお勧めする。

(中小企業診断士 安藤 孝)

もっと国民みんなの裁判へ。 裁判員制度が始まります。



国民のみなさんが裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に有罪・無罪や刑の内容を決める、裁判員制度がよいよ平成21年にスタートします。日本の司法制度を、国民のみなさんにとって、より身近で、速くて、頼りがいのあるものにするための改革の一環です。

裁判員には、専門的な法律の知識や、裁判の手続に関する知識は、必要ありません。これらに関しては、裁判官から分かりやすく説明されることになっています。裁判員と裁判官が十分に話し合いながら評議を進めるので、必要ないのです。裁判員に必要なのは、あなたがいつもの暮らしで育んでいる「常識」や「ものの見方」なのです。裁判員に選ばれたなら、普段どおりの気持ちで、参加してください。そこから、この新しい制度が始まります。

事件発生

【捜査】

●逮捕・証拠収集●

警察官や検察官などが犯人と思われる人(被疑者)を捕まえたり証拠の収集をします。

●取調べ●

警察官や検察官などが被疑者や参考人を取り調べます。

●起訴・不起訴の決定●

検察官が捜査の結果に基づき、被疑者を起訴するかどうかを決めます。

【起訴】

検察官が被疑者について裁判を求める手続です。

【裁判の準備】

充実した裁判を迅速に行うために、裁判官、検察官、弁護人が、前もって打ち合わせをし、審理計画を立てます。

【裁判員を選ぶ】

裁判員は6人、裁判官は3人です。
ただし、裁判員4人、裁判官1人の場合もあります。



裁判官3人

裁判員6人

裁判員が参加する仕事

【裁判を行う】

検察官の起訴状読上げなどが行われる「冒頭手続」から参加し、法廷で検察官が提出する証拠を調べたり、証人の話を聞いたりします。検察官の「論告求刑」や弁護人の「弁論」を聞いたりもします。

【評議・評決】(非公開)

裁判員と裁判官とで話し合い、有罪・無罪や刑の内容を決めます。

【判決】

裁判員同席の上、法廷で裁判長が判決を言い渡します。

Q&A 教えて！裁判員制度!!

Q1 なぜ導入されるのですか？

A 国民のみなさんが裁判に参加することによって、法律の専門家ではない人の感覚が、裁判の内容に反映されることになります。その結果、裁判が身近になり、国民のみなさんの司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。さらに、国民のみなさんが、自分を取り巻く社会について考えることにつながり、より良い社会への第一歩となることも期待されています。国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアなど世界の国々で広く行われています。

Q2 裁判員が参加するのは、どのような裁判ですか？

A 地方裁判所で行われる第一審の刑事裁判のうち、国民の関心が高い重大な罪の裁判です。裁判員が参加する裁判にあたる罪かどうかは、法律で決められています。



Q3 裁判員はどのようにして選ばれるのですか？ 資格はどんなのですか？

A 選挙人名簿をもとに、くじなどで選ばれます。事件の関係者や一定の前科がある人などを除けば、20歳以上の国民は誰でもなることができます。

Q4 裁判員になることを辞退することはできますか？

A 広く国民のみなさんに参加してもらう制度ですので、原則として辞退できないことになっています。ただし、●70歳以上の方●学生●一定のやむを得ない理由(※)がある方などは辞退できます。
※やむを得ない理由とは、例えば ●重い病気・けが●同居の親族の介護・養育●事業に著しい損害が生じるおそれがあること●父母の葬式等

裁判員となるために仕事を休むことはできますか？ また、仕事を休んだことで

Q5 会社から解雇されるようなことはありませんか？

A 裁判員となるために必要な休みをとることは法律で認められていますし、裁判員として仕事を休んだことを理由として、会社が解雇などの不利益な取り扱いをすることは法律で禁止されています。

【組合の概要】

千葉銀座商店街振興組合は、千葉県庁とJ R千葉駅との中間に位置し、同駅より徒歩10分、京成千葉中央駅から約3分の商業地区中心地にある典型的な都市型商店街である。設立も昭和38年8月と古くから法人化し、長年に亘り活発な商店街活動を展開してきた。現在も販売促進事業、イベント事業を中心に活発に活動をしている。商店街の衰退が叫ばれる中、千葉県下でもトップレベルの元気のある商店街である。現在「平成19年度千葉県みんなでつくる商店街モデル事業」実施中。

【理事長会社概要】

福井理事長は、有限会社福井商店2代目である。千葉名産「与三郎の豆」というとご存知の方も多いと思うが、千葉県産落花生加工販売、千葉県産品の販売をしている会社である。創業者は、お父様の兄、つまり伯父で昭和24年千葉市吾妻町（現中央区中央）に総三郎海苔店として、千葉沿岸乾海苔の買付及び卸小売を開業した。当時は兄弟で経営しており、翌25年に隣接して与三郎豆店として千葉近在の落花生の買付並びに加工卸

千葉銀座商店街振興組合 福井晶一理事長

◎ふくい・しょういち 昭和55年3月日本大学商学部卒業。大手レコード会社を経て、昭和58年福井商店入社。平成11年代表取締役。平成18年千葉銀座商店街振興組合理事長。51歳。



千葉銀座商店街振興組合

所在地 千葉市中央区中央2-5-1
 代表者 福井 晶一
 組合員数 98名 出資金 1050万円
 職員数 1名

中心市街地で ふれあい街づくり

小売を開業。「与三郎」の由来は、この時からで、歌舞伎通だった伯父が千葉県にゆかりのある「与三郎」を選択、総三郎海苔店と与三郎豆店で語呂がいいということで採用された。お店の方は28年に合併し、有限会社福井商店となった。以来「与三郎の豆」を中心に事業

展開している。直営店は、千葉銀座通りの本店のほか、そごう千葉店、三越千葉店、そごう柏店、高島屋柏店、船橋東武店、千葉ショッピングセンター、フードメゾンおたかの森高島屋店の計8店舗。そして卸取引先は、船橋西武、J R東海高島屋、稲毛サティ、アクアライン海ほたる、成田ボンベルタ、浜松遠鉄百貨店、そごう心斎橋本店他。

【福井晶一理事長の横顔】

福井理事長は、現在千葉県観光土産品連盟の副会長で、不法表示、上げ底等不適切な包装を排除する運動をしている。「与三郎の豆」は創業以来、県産品にこだわって加工、販売しているとのこと。地元商店街の会合や活動には必ずといっていいほど参加しており、お祭好き、世話好きの人柄を感じる事ができる。他に千葉市中心市街地活性化協議会委員をはじめとする多くの肩書きをお持ちである。趣味を伺ったところ、バンドと油絵とのこと、バンドは、学生時代からドラムスを担当しており、商店街イベントで演奏するとか？

座右の銘は「何はなくともカラ元気」。昭和55年税務署より優良申告法人として表彰され、千葉東優申会の会員でもある。



情報連絡員報告を中心とした 県内の中小企業動向 &トピックス・9月

■味噌製造業 【県内全域】

全国団体のアンケートでは、原油、原材料価格上昇により、収益を「大きく圧迫・やや圧迫」の合計が100%で、「影響はほとんどない」という回答はゼロであった。

■シャツ製造業

【千葉県・東京都】

冬物衣料が動き出し、受注が活発になった。しかし先の見通しはあまり良くない感じである。

■製材業 【県内全域】

6月に改正建築基準法が施工され、末端における制度変更への戸惑いが影響しているようである。

■印刷 【千葉市】

7月～9月の仕事量は激減（10%くらい）。用紙・インキ等の値上げも浸透。県内の仕事は使用量も少ないのみ込んでいる。

■生コン製造 【県内全域】

前年比で84.9%と大幅に減少。4月～8月でも前年比94.8%と悪化。トータルとしてみても前年を大きく下回る見込み。

■電気鍍金 【県内全域】

受注量は多少増加となっているが、材料費の値上り分が加工費に転化ができない。また8月は稼働日数が少ないために、収益減になった。

■鉄工 【千葉市】

特段変化無く推移中ながら、人手不足感の顕在化傾向が見られる。

■機械部品製造業 【野田市】

材料高騰による製品への価格転嫁がやつのことで、運搬経費等の転嫁までには至っていない状況が見受けられる。収益状況は依然として厳しい状況である。

■土砂採取業・採石業 【県内全域】

羽田空港拡張事業に伴い千葉県中部地区の砂利採取企業の業績は回復しつつあるが、ダンプカー業者は、燃料単価の高騰により悪影響が出ている。

■石油製品製造業【富津市他】

若干の上向き傾向はあるものの、さしたる変化は無い。

■食肉卸売業 【県内全域】

原油高騰による経費高で困っている。

■建築材料卸売 【県内全域】

横ばいから最近再び低下気配あり。

■自動車解体業 【県内全域】

廃車の発生が極端に落ち込んでいる。スクラップ市況は強

含み推移を続けているものの、リサイクル部品の販売が思わしくなく業界全体としては好況感は全く無い。

■小売 【相市】

残暑が厳しく、秋冬物に変わった店頭商品の動きは良くない。下旬に入りやや好転したものの、前年数字には至っていない。

■小売 【東金市】

暑さが続き、秋物の動きが鈍かった。敬老の日商品の動きは多少あった。今年は秋という季節品が無くなり、いきなり冬物になりそう。

■小売 【野田市】

9月中旬過ぎまで夏日が続き、秋物衣料が伸び悩んだが、下旬に気温が下がってから、盛り返しが見られる。

■小売 【大網白里町】

原材料費の値上げ傾向を販売価格に転嫁出来ない。中小小売業としては、緩やかに景気後退が起きるのではないかと懸念も。

■電気機器小売 【県内全域】

9月は猛暑の続きでエアコンは前半好調。9月までの不調を取り返す。通期で前年よりやや好調。

■中古車仕入・販売 【県内全域】

直販手ごたえ不足感があり、先行き不安感が増幅。積極攻勢は仕掛けにくく、心理的圧迫感も予想以上に大きく感じられる。

■農業機械販売整備 【県内全域】

農水省の調査では全国米販売農家は188万戸、就業人口は323万人で、その内の43%が70歳以上。ローンは出来

ない。こんなに農機の秋需で落ち込んだ年は無い。

■小売・サービス【習志野市】

前月（8月）比は、マイナス4%、前年同月比は、プラス6%、9月1日より10%の単価アップの実施。

■建設揚重 【県内全域】

稼働率は若干持ち直し、料金の上昇難、燃料費が上昇傾向にあり、採算の悪化が心配される。

■学習塾 【県内全域】

夏期講習が終了し、平常の状況に戻った。

■遊覧船 【鴨川市】

台風等の要因があり、欠航回数の変動により乗船客が変わる。

■一般廃棄物処理業 【千葉市】

先月に比べると仕事量が増え、売上は増加していると思われる。

■建設 【県内全域】

当連合会加入組合員の国、県、市町村からの受注は8,102百万であった。これは前月比では、2,742百万大幅な増加となった。

お知らせ

全国物価統計調査に御協力を

平成19年11月21日現在で「平成19年全国物価統計調査」が実施されます。

11月上旬から、各調査店舗へ千葉県知事が任命した調査員が「調査員証」を携行して調査票の配布と記入依頼をお願いします。

どうぞ御協力をお願いします。

〈問合せ〉

千葉県総合企画部統計課

統計調査室経済担当グループ

電話043・2223・2230

「地域団体商標制度」及び

「小売等役務商標制度」説明会

商標制度が改正され、平成18年4月1日より地域団体商標制度、そして平成19年4月1日より小売等役務商標制度と、2年続けて新たな制度が導入されました。

地域団体商標制度は、地域名と商品名等からなる地域ブランドの保護を適切に行うことにより地域の活性化に資するため、地域の事業者団体に権利を付与するものです。また、小売等役務商標制度は、小売業者や卸売業者が商品の販売をする際に行う総合的なサービス

活動に使用する商標をサービスマークとして保護するものです。

両制度はすでに運用が開始されておりですが、ユーザーの方々の理解を深め、制度が円滑に進められるよう、昨年度に引き続き「地域団体商標制度」及び「小売等役務商標制度」についての説明会を開催します。参加費は無料ですので、この機会に奮ってご参加下さい。

日時 11月28日（水）午後1時～

場所 千葉商工会議所12階

問合せ（社）発明協会千葉支部

電話 043・2227・0651

FAX 043・2227・0652

「千葉県最低賃金改正」のお知らせ

千葉県内の事業所で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）及び、その使用者に適用される地域別最低賃金「千葉県最低賃金」が平成19年10月19日から時間額706円（従来は687円）に改正されました。

詳しくは、千葉労働局労働基準部賃金室（043・2221・2328）か最寄の労働基準監督署へお問合せ下さい。

24時間テレフォンサービス

043・2221・4700

工業統計にご協力を

経済産業省では、製造業を営む事業所を対象に工業の実態を明らかにすることを目的として、毎年12月31日現在で工業統計調査を実施しています。調査結果は、経済動向を把握するための重要な資料として広く活用されています。本調査は、県、市区町村を通じて実施しますが、今年も調査員が「調査表を携行し

てお伺いいたしますので、ご協力をお願いいたします。

対象 製造業を営む事業所

調査内容 従業者数、製造品出荷額、在庫額、原材料使用額など

問合せ 千葉県総合企画部統計課

電話 043・2223・2226・7

高齢者の医療制度が新しくなりま

す。（後期高齢者医療制度の施行

1 主旨

将来にわたり安心して医療を受けられるよう、国民皆保険を維持しつつ、現役世代と高齢者世代の負担を明確にした公平で分かりやすい制度が創設されました。

県内の全市町村が加入する千葉県後期高齢者医療広域連合が、運営主

体として医療給付や保険事業等を行います。なお、申請の受付・保険料徴収については市町村が行います。

平成20年4月1日から

2 制度開始時期

3 対象となる方

75歳以上（75歳の誕生日から）

の方（65歳以上の方で一定の障害

があり広域連合の認定を受けた

方）※他の保険制度から抜けるこ

とになります。

4 制度の内容

(1) 医者にかかったときの自己負担

は今までと同じです。

・一般の方：1割負担です。

・現役並み所得の方：3割負担

です。

(2) 保険料負担

・75歳以上のすべての方（一定

の障害のある方は65歳以上

に負担していただきます。

・原則として年金から天引きし

ます。

・保険料（均等割額、所得割額）

は千葉県後期高齢者医療広域

連合が定めます。

・所得の低い方、被用者保険の

被扶養者であった方には保険

料の軽減措置があります。

(3) 新しい被保健者証が一人に一枚

交付されます。

問合せ

千葉県健康福祉部保険指導課国保

老人医療室

電話 043・2223・2453

千葉県後期高齢者医療広域連合

電話 043・308・6768

産業廃棄物管理票制度等に関する

説明会を開催します

新たに開始される報告制度の説明

と併せて電子マニフェスト制度

の普及促進を図るため、左記のと

おり説明会を開催しますので、ご

参加下さるようご案内いたします。

日時①平成19年11月22日

②平成19年12月7日

場所 千葉市総合保険医療センター

内容①産業廃棄物管理票制度につ

いて②電子マニフェストにつ

て③その他

問合せ 千葉市環境局環境管理部

産業廃棄物指導課 事業所係

電話043・245・5682

新入職員▽池澤由寿：連携支援

部主事、官公需を担当します。宜

しくお願いします。▽箱崎美和：

連携支援部主事、講習会・次世代

育成支援対策推進セミナー担当

がんばります。

15 Chushokigyo-Chiba 2007.11